

最高裁秘書第1988号

令和8年6月11日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年6月4日に答申（令和8年度（情）答申第7号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（情）諮問第79号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年12月4日（令和7年度（情）諮問第79号）

答申日：令和8年6月4日（令和8年度（情）答申第7号）

件名：大阪地方裁判所における特定年度の4月期の転入者向けの周知文書及び特定日に開催された裁判所・検察庁と特定弁護士会の夕食懇談会に関する文書の不開示判断（不存在）に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）について、最高裁判所事務総長が別紙2記載の各文書を特定し、改めて開示等の判断をすることとしていることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が令和7年10月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 大阪地方裁判所において、本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。
- 2 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

この点、大阪地方裁判所において、改めて、本件開示申出文書を探索した結

果、別紙1記載1の申出にかかる文書として別紙2記載1の文書を、別紙1記載2の申出に係る文書として別紙2記載2の文書を対象文書として特定した。

3 したがって、別紙2記載の各文書を本件開示申出文書として改めて開示等の判断を行うことが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年4月17日 審議
- ④ 同年5月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、大阪地方裁判所は、別紙2記載の各文書を本件開示申出文書として改めて開示等の判断を行うことが相当である旨説明する。

本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容を踏まえて検討すれば、別紙1記載1の申出に係る文書として別紙2記載1の文書を、別紙1記載2の申出に係る文書として別紙2記載2の文書を対象文書として特定したとする最高裁判所事務総長の上記判断は合理的であるから、これらの文書について改めて開示等の判断を行うことが相当であるとする最高裁判所事務総長の説明は相当である。

また、4月期転入者向けの周知文書を作成しなければならない旨を定める規定等が存在するとは認められず、転入者に対する情報提供は各裁判所において適宜行われていると考えられることから、大阪地方裁判所において別紙2記載の各文書以外に別紙1記載の各文書を保有していないことも不合理であるとは認められない。

よって、別紙2記載の各文書を追加して特定し、開示等を実施するものとする一方において、大阪地方裁判所において、別紙2記載の各文書以外には本件

開示申出文書を保有していないとする最高裁判所事務総長の説明は相当であると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断について、最高裁判所事務総長が別紙2記載の各文書を対象文書として特定し、改めて開示等の判断をすることについては、当該文書が本件開示申出文書に該当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕

別紙 1

大阪地裁作成の以下の文書

- 1 4月期転入者向けの周知文書(特定年度分)
- 2 特定年月日1に開催された、裁判所・検察庁と大阪弁護士会の現・新正副会長の夕食懇談会に関する文書

別紙2

- 1 特定年月日2 件名：【提出依頼特定月日3特定曜日~~ズ~~・特定部署】異動（転入）に伴う給与関係等書類について
- 2 特定年月日4 件名：Re：特定月日5 裁判所・検察庁と当会の現・次期正副会長との懇談夕食会の開催通知の送付について